

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査、同条第2項の規定に基づく行政監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年2月27日

山形市監査委員 玉田 芳和
同 村山 秀幸
同 浅野 弥史

記

1 定例監査及び行政監査

(1) 監査の対象部課等 企画調整部 男女共同参画センター、情報企画課
農林部 農政課、地方卸売市場管理事務所
議会事務局 総務課、議事課

(2) 監査の期間 令和6年1月5日から令和6年2月26日まで

(3) 監査の範囲

ア 定例監査 令和4年度の事務事業の執行状況

イ 行政監査 令和4年度の各種団体等の経理事務

(4) 監査委員の除斥

浅野委員は、議会事務局の監査において、利害関係があるので、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

(5) 監査の結果

ア 定例監査

部課等名	監査の結果
企画調整部 男女共同参画センター	指摘する事項はなかった。
企画調整部 情報企画課	指摘する事項はなかった。
農林部 農政課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 補助金等の交付事務において、次のようなものがあった。 (1) 補助金実績報告書に前年度に所属する事業費が含まれて

	<p>いるまま額の確定を行っているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 山形市地域水田農業組織育成事業費補助金 <p>(2) 補助金実績報告書に記載の金額と、添付された領収書の合計金額が異なっているまま額の確定を行っているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> スーパーマーケット・トレードショー出展事業費補助金
農林部 地方卸売市場管理事務所	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 市場施設使用許可事務において、許可期間を更新する際に使用許可申請書の提出がないまま許可されていた。</p>
議会事務局 総務課	指摘する事項はなかった。
議会事務局 議事課	指摘する事項はなかった。

イ 行政監査

部課等名	監査の結果
企画調整部 男女共同参画センター	該当する監査項目はなかった。
企画調整部 情報企画課	該当する監査項目はなかった。
農林部 農政課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 各種団体等の経理事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 現金の引出日が支出何票の起票日より早いもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 山形市酪農まつり実行委員会 <p>(2) 会長名で領収した負担金が団体の会計に収入されていないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 山形市青年農業士会
農林部 地方卸売市場管理事務所	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 山形市公設地方卸売市場運営協力会の経理事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 団体の経理事務において、委託料の支出額を誤っているもの</p> <p>(2) 立替払をしているもの</p> <p>(3) 負担金請求手続きの決裁を受けていないもの</p> <p>(4) 予算流用の決裁を受けていないもの</p> <p>(5) 入金、支払伝票の起票がないまま収入、支出されているもの</p>

	<p>(6) 相手方からの請求書がないまま、支出されているもの</p> <p>(7) 物品の購入において、検収されていないもの</p> <p>(8) 入金、支払伝票において、専決者の押印がされていないもの</p> <p>(9) 山形市から貸与された施設等が市の許可を得ないまま、委託事業者へ貸与されているもの</p>
<p>議会事務局 総務課</p>	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 山形市議会議員会の経理事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 立替払をしているもの</p> <p>(2) 支出伝票に記載された金額と領収証の領収金額が異なるもの</p> <p>(3) 資金前渡による現金の取扱いについて処務規程の整備がされていないもの</p>
<p>議会事務局 議事課</p>	<p>該当する監査項目はなかった。</p>

(6) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(7) 監 査 の 着 眼 点

ア 定例監査 財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

イ 行政監査 事務事業が合理的かつ効率的に行われているか、法令等に基づき適正に行われているかを主眼として監査を実施した。

(8) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。